

第 30 回 定時総会議事録

日時 2016 年 4 月 17 日（日） 午後 1 時 40 分～午後 5 時 45 分

場所 山王小学校 体育館

1. 開会宣言・議決票数確認

会員数 1042 名 出席者 802 名（出席 121 名 委任状 681 名）

規約 30 条 正会員の過半数の出席により成立

2. 会長挨拶

本日は、天候の悪い中お集まり頂きありがとうございます。

本総会は、2015 年度の活動報告と 2016 年度の活動計画を決める場ですので宜しく
お願い致します。

3. 議長選任・指名

規約 32 条に基づき、議長は総務部長 佐瀬氏 副議長に副会長の升崎氏が指名承認
された。

4. 議長挨拶・議事開始宣言

時間に限りがありますので、報告者・質問者も簡潔に要点をまとめ発言してくださ
い。皆様のご協力を得て進めさせていただきたいと思います。

5. 議事録署名人の選出

規約 34 条に基づき 5 名の署名人を選出、承認された。

署名人（議長 佐瀬氏、監事 西田氏・鶴見氏、新会長 渡邊氏、新副会長 矢野
氏）

6. 議事審議

第 1 号議案 2015 年度 事業報告 承認の件

【質問】まち協に 5 千円出ているがいかななものか、今年だけ特別出したのか？
（4 班小山様）

【回答】事務的必要経費は市から出ない。同じまち協に所属する
太田・大篠塚は承認されおり、支出をした。
議長よりこの件に関しては、会計報告で伺います。

議決：121 名中 108 名の賛成で、第 1 号議案は議決された。

第2号議案 2015年度 会計報告 承認の件

2015年度の決算について、自治会活動費・集会所施設維持管理・街灯維持管理・集会所積立金・災害準備金の5つにわけ予算管理を行っている。詳細は決算書を参照ください。

【意見】事前配布された決算報告と、本日の決算報告に違いがあるので提案前の説明が欲しい。(13 班小川様)

【回答】本日の決算書が最終決算書になります。(議案書提出と最終決算の時期ずれ)監事より、銀行等の残高証明書等により適切に処理されていることを確認したと報告。

<まちづくり協議会関係>

【質問】まちづくり協議会に5千円が支出されているが、役員会・班長会を通して決められたのか？ 会議時の飲料は個人負担であるべき。(4 班小山様)

【回答】役員会、班長会で了承され支出したが、5千円は返納します。

【意見】・返納するのはおかしい、役員会、班長会で決定された内容です。決算書を修正してまでやる事ではない。(28 班伊藤様)

- ・飲料代で支出したと言われれば反対だが、市から要請され応じたのであればいいのではないか。(43 班門脇様)
- ・まちづくり協議会の運営費は全て市が負担すべき。一度支払うと次回も支払う通例が怖い(4 班小山様)
- ・まちづくり協議会の活動を市から認めてもらうため、地元でも負担をしなければならない、これは市の規定で、そのため5千円負担をお願いしている(55 班渡邊様)
- ・まちづくり協議会は地域の親睦要素を兼ねているので、他のまちづくり協議会の意見も参考にして、合わせたらどうかと思います。(53 班小津様)
- ・まちづくり協議会での事業検討(事務費)に係る費用については、市では出さない、それぞれの団体が、支払うことになっており、近隣との関係から支出してもいいと思う。(28 班吉村様)
- ・まち協に対しては、理解不足ですので、理解を深めるようにまち協にも努力して頂きます。住民の為に良くなる為、市の指導により組織化している。(55 班渡邊様)

【質問】AEDの予算がゼロなのは、なぜか？

AEDのリース料は年間平均いくらかかるのか？(55 班渡邊様)

【回答】・支払いの関係で、決算書に間に合いませんでした。翌年に繰り越しています。

- ・リースは7年契約で、最終年度のリース料として7千円ですが、年間平均の

リース料は資料が手元のないため後日報告させてください。

議決：121名中116名の賛成で、第2号議案は議決された。

(まち協5千円の返納は不要)

但しまち協の次年度予算に対しては、6号議案にて審議します。

第3号議案 さくら山王自治会規約改定 承認の件

【概要】3号議案1～6について議案書の規約改定理由について説明

【第3号議案1】第1章 総則（班） 第6条 小街区および合併について

【第3号議案2】第3章 役員（役員および定数） 第11条 各部の人員について

【第3号議案3】第5章 総会（総会の成立および決議）第30条 書面による議決権行使について

【質問】総会委任状を議長に一任することは公平性に欠け、自治会発展の妨げになると申し入れ、前回総会で総会出席者の決議にするとのことでしたが、今回元に戻ってしまった理由はなぜか？（事前書面質問より）

【回答】昨年度の総会では、欠席者の意見を取り入れる方式は、次期の自治会で決めて頂くという内容でした。今年度議論しこの意見は取り入れるべきとの判断になり、規約改正を提案させていただきました。また、総会の議事録作成についても併せて記載内容も明確化という事で提案しました。

【第3号議案4】第5章 総会（議事録の作成）第33条 記載内容について

【第3号議案5】さくら山王自治会自主防災活動要領 防災委員会（仮称）の変更に
ついて

【第3号議案6】第7章 雑則（弔慰金）第49条 慶弔金の改定について

【質問】弔慰金から慶弔金への改定について、具体的な狙いは何か？自治会に及ぼすメリットは何か？他の自治会での例はあるか？（事前書面質問より）

【回答】高齢者については、敬老記念として一人3千円の負担が市からでるが、新生児に対しては補助がない。自治会として少しでも誕生を祝いたいと考え提案するものです。

【意見】お祝い金が少子化に反映するとは思えない。むしろ高年齢化が増加する中、中高齢者を充実したほうが良いのではないかと考える。（43班金子様）

議決：121人中105名の賛成で、第3号議案の各項目が議決された。

第4号議案 消防団後援会費（助成金） 承認の件

【概要】消防団後援会費について、議案書の提案内容を説明

【質問】 消防団後援会費の予算計上は、理解します。が、「飲み会の費用までは支払えない」との声に対する答えをお願いします。（事前書面質問より）

【回答】 アンケート結果の意見分析から、支出に反対が 18 件、金額の見直し 24 件で合計 42 件の意見をいただきました。そのうち飲食に関する意見が 16 件ありました。また、支出に賛成する意見は 85 件でした。
回答としては、賛成意見が多いのですが、昨今の社会通念から消防団に飲食に対しては改善をお願いしていきます。

【質問】 自治会と消防団で会計報告の妥当性について見て来たと思いますが、拠出してる 40 万円の額は妥当と判断していますか？（事前書面質問より）

【回答】 山王自治会の多くの会員の方が現行水準を支持されておりますので、この判断を尊重します。

【質問】 平成 29 年度以降の扱いについて、どのように考えているのかお聞かせください。（事前書面質問より）

【回答】 山王自治会の意見で、決めることが重要と考えている。消防団後援会費に関する意見については、次年度以降の改善検討課題として引き継いでいきたい。

【質問】 太田消防団の会計明細・活動実績の内容について下記の点について詳細に教えて下さい。（事前書面質問より）

①H26.4.25 操法大会用吸管購入および振込手数料¥89,964 の内訳と振込手数料の科目は、備品になるのか？

②H26.5.1 操法大会用シューズおよび振込手数料¥36,558 の内訳と振込手数料の科目は、消耗品費になるのか？

③H26.5.11 操法訓練および中間反省¥25,420 の内訳

④H26.5.31 操法大会最終ミーティング¥22,260 の内訳

⑤H26.6.1 操法大会反省会兼顔合わせ会¥83,690 の内訳

⑥H26.10.10 広報活動時昼食および夕食¥36,844 の内訳

⑦H27.1.9 秋の火災予防運動時食材¥25,004 の内訳

⑧H27.2.28 歳末警戒夕食¥25,004 の内訳

*お酒の入った席の会計は全額を消防団の経費から支出しているのか？

また、個人負担なのか、何割かを個人負担しているのか、当日の対象人員も合わせ回答をお願いします。

【回答】 ①吸管（水吸い上げ用パイプ）②シューズについて、振込手数料①340 円②270 円で、物品の性格を考慮して一括でそれぞれ計上したそうです。
お酒の入った項目は⑤新人の入会・脱会⑥入会勧誘等の活動で後援会費から支出している。参加人数は⑤が 16 名⑥が 9 名とのことです。
その他の項目は、数日間にわたる活動中の食材費となっています。

【質問】 昨年、助成金を 20 万円に減額を切り出したとき、分団側では、40 万円かゼロでなくてはダメとの回答があったとの事です。なぜ 20 万円ではダメか理由を知りたい。(事前書面質問より)

【回答】 消防団からは 40 万円かゼロでなくてはダメというニュアンスでは話していないと聞いてますが、昨年度の引継ぎおよび議事録にないため、正確なところは分かりません。したがって回答することはできません。

【質問】 そもそも「消防団」という組織は、消防組織法第 9 条により市町村は設置義務付けており、それに要する費用は消防組織法第 8 条により、市町村が負担することになっている。なのに、分団の決算書では市の助成金 ¥54,000、山王・太田から後援会費 ¥800,000 で、山王・太田は 14.8 倍を拠出している。これでは費用負担を市が行っているとは言えない。なぜこのような負担構成になっているのか知りたい。(事前書面質問より)

【回答】 確かにその通りです。ただ、負担構成については自治会としては答えようがありません。

【後援会費支出反対の立場意見】

- ・アンケートの取り方がフェアでない。地方財政法 4 条の 5 により寄付を受けることは違法だといわれている。アンケートに違法ですと記載してないのはおかしい。(20 班宇井様)
- ・消防団に領収書はあるといったが、なぜ見せられないのか。みんなの前で領収書を見せるべき、アンケートで 80%が賛成というなら、別に後援会を作りその中でお金を集め渡せばいい。(4 班小山様)
- ・横浜市や柏市では町会等から寄付をもらわないことが市の条例になっている。自治会の今のままのやり方では強制力がある。だから後援会を作ってお金を集めればいい。(4 班小山様)
- ・法令を守る事は最低限の道德だと思います。折衷案を提案します。①消防団費は、出したい人から集める。会費徴収は、自治会費と消防団費を分けて徴収、領収書もわかる。②後援会を作って支援する(但し、違法と分かって作るのであれば) (20 班宇井様)

【後援会費支出賛成の立場意見】

- ・班長会だけでなく、アンケートを取って意見を反映させることは大賛成です。いざという時消防団は必要。本来ならば山王で消防団を結成すべきだが、周りの地区と合同で支援することによって、守ってもらえるなら 40 万円は妥当だと思います。(2 班谷中様)
- ・後援会費は、消防団の方々が訓練されている事へのお礼と、いざという時の保険だと思っています。個人の感謝の意味で渡しているのだから、労いの為、飲食に使ってもいいと思います。領収書を云々いうべきではない。若い人たちが

消防団に入りたくなるようになればいいと思います。(28 班吉村様)

- ・後援会費として出したのであれば、領収書は 1 本でいい。好きな人が後援会費を出せばいいとの意見もあるが、消防団は普段仕事をしながら訓練・競技会で腕を磨いている。ご苦労さんの気持ちがあるか、どうかで、労いの気持ちは普通の考え方だと思う。(28 班吉村様)

- ・消防団の活動は、火事ばかりではない。防犯・防水・防雪・警戒パトロールなどもします。火事後の残火処理のために 2 時間は水に濡れたままその場にいないてはならない。目に見えない活動があるのです。多少の慰労金をですのは賛成です。毎回総会で役員を責める口調で話されるが止めてもらいたい。

(21 班横山様)

- ・40 万円は何のために払っているのか？安全安心の為です。それ以上を受けている。消防団は、大変危険な活動を余儀なくされている。お金も口も出し、結果的に自治会の安全安心につながる。お金の話だけするのはピント外れ。

(53 班小津様)

【支出妥当性判断必要】

- ・出勤人員と請求人員がなぜ違うのか？飲食代が何人分なのかによっても判断が変わる領収書の確認はそのためで、現行水準が妥当か判断できない・備品費・手数料の仕分けができないようでは、決算書もいい加減ではないかと思ってしまう。(43 班門脇様)

【回答】

- ・アンケートに関しては、反対の立場の意見・消防団の意見・市に確認した内容で公平性に配慮して作成した。また、領収書についても確認しています。
- ・出勤人員と請求人の違いについては、請求できる人員が市の上限があり、出勤人員全員を請求できない為です。
- ・横浜地裁の判決ですが、横浜市役所に対して情報開示・住民監査請求等をおこなった。最終的に違法の可能性の余地があると言っている判決です。損害賠償請求権と不当利得請求権について、判事は却下している。

*議長判断により、折衷案検討の為、5 分間の中断後再会

- 【回答】自治会としては、会員の皆様のアンケート結果を尊重したいと考えていますので、提案については承認いただきたいと思います。法令違反については余地があるとの判例で、完全な法令違反であるとは捉えておりません。しかし、この話は非常に重いものと考えており、この場で結論を出すのは難しい。折衷案に関しては申し訳ありませんが、次年度に扱うかどうかも含めた採決をさせていただきたい。

議決：折衷案①を含め第 4 号議案の承認について 121 人中 92 人の賛成で、議決された。

：折衷案②後援会組織を作る案について 121 人中 10 名の賛成のため却下

第 5 号議案 2016 年度 事業計画（案） 承認の件

【概要】 総会議案書を参照ください。

【質問】 環境に関する事項で、清掃用具を防災防犯部、山防会と共有し維持管理を行うとは、どういうことですか？責任は誰ですか？管理者は？（13 班小川様）

【回答】 倉庫が同じところなので、防災防犯部、山防会、環境部で共有して使用しています。また、環境部単独の倉庫の鍵は環境部で管理。防災防犯部倉庫の鍵は防災防犯部で管理しています。

【質問】 施設に関する引き継ぎはどの程度引き継ぐのか？コピー機は総務の資料作成に苦勞していると思いますがホチキス止めて部数をを合わせることが出来る機種もあると思うので検討したらどうか？（13 班小川様）

【回答】 ホチキス止めは別として、コピー機は新しいものになっています。時期への申し送り事項として、AED が来年の 1 月に契約が終了するので、再リースするか

検討してもらいます。通常のもは継続してもらいます。

【質問】 集会所の使用料金の徴収および料金体系について、教えて下さい。（13 班小川様）

【回答】 集会所を利用している団体より、毎月利用時間に応じた料金を徴収している。

【質問】 集会所維持管理に関する事項で太田消防団助成金検討委員会の文言があるが委員会はあるのですか？（43 班門脇様）

【回答】 建物委員会メンバーが経緯を知っている関係から太田消防団の助成金について検討した経緯がありました。今後は切り離していきます。太田消防団助成金検討委員会の文言は削除します。

【意見】 助成金に関する事項で、山王ワンツークラブへの助成を以下の理由から反対します。（2 班谷中様）

①高齢化人口の多い中、ワンツークラブの一部の人間に出すべきではない。

②任意団体であり参加者の会費で運営すべきである。

③敬老の集いなど、参加者の為に経費を使用したほうが納得がいく。75 歳以上 800 人に対し、30 数人程度のワンツークラブに助成するのはどうか？

【回答】 山王には 75 歳以上の方が 516 名います。今年敬老の日でクオカードが配られた方は、278 名でした。助成金ですが、高齢者が増加する中、認知症予防にもできるだけ外に出てもらい楽しんでもらいたい。その点から集会所の改装でも来やすい集会所にすることを合わせて考えています。

【ワンツークラブより】 渡邊様

クラブの目的として、引きこもり防止のため、食事会、お花見会、忘年会、バス旅行などを行っている。バス旅行は市の福祉バスをタダで、借り行ったが、ワンツークラブ以外の高齢者の方も誘いお年寄りの連携に協力しているつもりです。また、山王夏祭りの盆踊り、はちす園夏祭り、愛光秋祭りも参加しておりイベントごとに臨時会費を徴収して行事を行い、会費だけでは賄えません。今回ワンツークラブ総会資料を自治会に届け会計報告もしています。ますます発展させるつもりですので支援金は以前 20 万円が 10 万円に減額されたこともあり、ご理解いただければ復活させていただきたいと思っています。

議決： 121 人中 102 名の賛成で、第 5 号議案は議決された。

第 6 号議案 2016 年度 予算（案） 承認の件

【概要】 予算案について説明。支出の予算については各部門の要請により予算案を組んでおり昨年からの大きな変更点はありません。助成金については、山防会 15 万円、ワンツークラブ 10 万円、子ども会 10 万円、先ほど議論のあったまちづくり協議会やその他については 40 万円の中で支出をしていただければと考えています。

【意見】・慶弔金の規約改定により、山王の新生児で約 6 万円増えることになると思うので昨年同額（8 万円）ではなく、その分増額したほうがいいのでは（43 班金子様）
・まちづくり協議会に加入している以上、市の助成金を受ける為に必要な経費ですので、40 万の予算範囲の中で、計上させていただきます。（55 班渡邊様）

【回答】 慶弔金についてはご指摘の通りですので、計上費を変更させていただきます。

議決： 121 名中 107 名の賛成で、第 6 号議案は議決された。（まち協の予算含む）

第 7 号議案 さくら山王集会所改装の件について

【概要】 これまでの経緯を説明。1986 年竣工、2008 年に市へ建替えの為に補助金要望書提出、2012 年山王集会所資産問題検討委員で新築ではなく改装へ方針変更。
2015 年度の活動について報告、集会所改装の為に、他の自治会と意見交換・調査を実施。その後改装に関するプランの検討。

【集会所検討委員会より説明】

現在の検討内容を説明します。昨年総会で、改装することの決定された為改造に対して検討した。前提は、自治会会員の共有財産、出来るだけ沢山の会員に利用して頂ける集会所に対して検討してきました。昨年再度利用面を中心として、アンケートを取りました。又最終案を基に集会所を利用する団体に集まってもらい、意見を頂きました。できるだけ多くの方に利用してもらうため、設備については多目的に使えるような構造にしたいと思っています。大会議室配置替え・和室は

なくす将来事務員を配置（自由に利用出来る）・サンルーム、ウッドデッキ（検討課題）カラオケ設備・防災対策・子供が利用できる用軽量畳で、和室にもなれるようにしました。大会議室、壁を二重にして、その間に備品等を保管できるようにしました。又防音も兼ねますので、太鼓の練習の音も低くできます。ベビーベットを設置し、授乳も可能としました。トイレウォシュレット 全体的に共有部分と無駄な部分を減らし、その分スペースを広げました。倉庫を移設して、駐車場を拡充し、防災井戸、利用団体の備品を保管する倉庫を予定しています。平成 29 年①工程の最終案を詰めます②業者選定、31 回総会で改造案の承認（業者選定検討結果も説明）又市から補助金をもらう為、29 年 10 月までに要望書提出実施は、平成 30 年又業者の選定は、公明正大に、わかりやすい選定にする。業者選定方法は、見積金額・技術力・信頼性・要望を組んで頂ける業者複数の会社に、提案方式を採用したい、又補助金の関係で、市から市内業者にするよう指導がありました。集会所建替についての意見を 5 月までに自治会に出してください。又検討委員会に来て頂き、意見してください。今後も報告して行きます。

【質問】集会所の改造費は、集会所建替え積立金からの支出の予定でしょうか？

集会所利用料の収入は 15 万円となっていますが利用する人の負担を重くするのが、合理的と考えます。この収入から建替え積立金への算入はなかったのでしょうか？ また、今後の予定や、利用料の変更等予定があるかお聞かせください。（事前書面質問より）

【回答】改装に係る費用は、集会所建替え積立金と市の補助金になります。利用料の変更等については、建替えと合わせて検討させていただきます。

また、集会所利用料の収入は雑収入として計上しています。

【質問】1 丁目は井戸が禁止されているが、集会所の防災井戸は可能なのか？

（事前書面質問より）

【回答】非常用の井戸については可能です。他の自治会では、公園に井戸を掘っているところもあります。

大災害時は下水道が破損し復旧に時間が掛かります。太田・大篠塚の井戸を借用できるようにしていますが、世帯数から考え、井戸は必要だと考えています。

【意見】・集会所利用団体について、他の町会からの方々は使用規約を守らない場合が多い特に駐車場の利用について、移動鋼板開設の際スペースがないので注意をしたら反発を受けた。（事前書面質問より）

・集会所（案）に利用団体の備品置き場を用意する部分がありました。以前班長の際、団体が自由自在に使っていて、入りにくさを感じました。面倒でも毎回必需品をもってきて部屋を利用するなど、だれでも入りやすい集会所であってほしい。（事前書面質問より）

・意見を聞いた利用 7 団体を教えて下さい。様々な検討課題があると思う①利用団体の備品を新倉庫に保管させる必要があるのか②大通り側から玄関へ駐車乗り入れについて③アクセスをよくする意味は④駐車場の拡大⑤事務所内に授乳室の設置⑥コピー機の配置等（13 班小川様）

【回答】意見を聞いた団体は、コバルト子供会、清丸太鼓、山王ひよこ会、ローズ会、押し花会、山王ヨガ同好会です。

また、いろいろな課題があると感じています。次年度検討委員会の中で委員会報告を参考意見として、検討させてください。又都度報告させていただきます。

議決：121 名中 104 名の賛成で、第 7 号議案は議決された。

第 8 号議案 2016 年度 自治会班長 信任の件

【概要】議案書の班長候補者一覧をご覧ください。

議決：拍手多数にて第 8 号議案は議決された。

第 9 号議案 2016 年度 自治会役員 信任の件

【概要】議案書の役員候補者読み上げ

【質問】集会所検討委員会として、今まで積み上げ、承認頂いてきたことを踏まえ新年度の活動をしていただけるか、確認したい。（34 班松尾様）

【回答】集会所の問題だけでなく、自治会の取り組みについてはご指名をいただき承認頂いた後、ご挨拶の時の述べさせていただきます。

議決：拍手多数にて第 9 号議案は議決された。

7. その他報告事項 他自治会の調査と今後の自治会運営について

【概要】集会所改築に当たり、山王と同じくらいの規模で参考になる自治会を市役所から紹介いただき、4 つの自治会と意見交換を行ってきました。今後の自治会活動に山王としても必要ではないかと感じた内容を報告書としてまとめました。次年度以降、参考にできることがあれば取り上げて頂ければありがたいと考えています。より良い自治会になれば幸いです。

【意見】・今後の自治会問題の為、座談会方式での話し合いを持ちたいと思います。

（34 班松尾様）

・班長が減少する中、班長の負担を軽減する方法を検討いただきたい。

（20 班宇井様）

- ・他自治会報告を項目単位で、一覧表にして分かりやすくしてほしい。

(43 班門協様)

8. 新会長挨拶

ここ 2,3 年総会では、消防団を中心にもめている。20 年近く前愛光が山王地区に来る際、自治会が 2 つに割れてもめた時代があった。当時学園ニュータウンで、学校が来るはずが、約束が違ふことで、自治会がつるし上げになった。

それから、1 年単位の自治会で、民主的になったと思う。ただ 1 年単位の役員では、前年度の継続作業をすることで、精一杯、難しい問題に対しては対応出来ない、だから色々意見が出ている。私としては、最後のご奉公で、会長職に手を上げさせて頂きました。

来年総会で、又 4 時間以上の時間を要して、前に進まない状況では困る。今年は、何とか問題を少しでも解決し、前に進めたと考えています。消防団に対しては、千葉市の場合、消防団に入っていない自治会の方が多い、但し消防団は、必要性がある。分担金と助成金も一緒になって話をしていますが、助成金 1 本に絞ったうえで、進めたほうが良いと考えています。たまたま大田に編入されましたが、1000 世帯が依存している。消防団と助成金は、別ですが、同じ山王小学校区の大篠塚消防団も含め検討する必要性があります。基本的に自分の地域は、自分達で守り、よい方向に向かわせたいと思います。そのほか色々ありますが、一生懸命やらせて頂きますので、皆様のご協力よろしくお願い致します。

9. その他、質問・意見について

総会では議論できませんでしたが、事前に頂いた質問について回答させていただきます。

【質問】ゴミ集積所カラスネットは、どのような方法で申請すれば配布いただけますか？

【回答】各班長経由でご連絡いただければ、すぐに対応させていただきます。

【意見】公園清掃日の年間回数を減らしてもらいたい。毎回清掃するほどゴミ・草等は、少ないので。

【回答】新年度、環境部で議題に取り上げ議論させていただきます。

【意見】マイカーの路上駐車およびプランターを道路側溝部に置く際、マナー違反が以前に改善されない。自治会として防止スローガンを掲げ、実効性のある対策を検討してほしい。

【回答】道路の側溝部に物を置くとこ自体違法です。(道路法 43 条) 自治会としても回覧等で、駐車やマナー違反をなくすよう注意を促していきます。

【意見】自治会員でないお宅は何件くらいありますか？勧誘に回られたことはありますか？一人でも多くの仲間を増やすべきだと思います。

【回答】非会員は 123 件となっています。2015 年度も班長会議にてご意見をいただき、加入パンフレットを作成・勧誘活動を行いました。ただし、全世帯一斉の勧誘

活動までは実施していません。加入のメリットを明確に打ち出し勧誘する必要があると思っています。

【質問】平成 26 年度自治会で実施していたご意見箱は、27 年度自治会でも実施されていたのか？実施されていたらどのような意見が出ていたのか？

【回答】建物北側の大通り面に「意見書・要望書、ポスト」と表示され設置されています。周知不足についてはお詫び申し上げます。なお、直接寄せられた意見も含め 5 件（山王公園のゴミ箱撤去の件、夜間の路上駐車の件、歩道上の迷惑駐車の件、通学路上の道路標示・立て看板の保守の件、2 丁目のコンビニ周辺の車両通行規制の件）あり、すべて対応済みです。

【質問】地域住民の日常の買い物について、現状どのような認識をしているのか？また、その対応については？

【回答】ご意見は非常に大事な事で住民全体として取り組む問題だと認識しています。移動販売車の誘引・大手スーパーへのミニバス運行・既存バスの停車・コンビニの出店など考えられますが、今後の課題とさせていただきます。

以上

議事録署名

議長

佐瀬 大雄

監事

監事

橋見 洋子

西田 豊

新会長

新副会長

渡邊 正和

矢野 美代子